

月 日	選挙 期日前	事 項	摘 要
5月25日 (土) }	-57 }		
5月26日 (日)	-56		
5月27日 (月)	-55	○名簿届出予定政党等に対する事前説明会 ○参議院名簿登載予定者に対する事前説明会	総務省地下2階講堂 午前9時 総務省地下2階講堂 午後1時30分
5月28日 (火)	-54		
5月29日 (水)	-53	○在外選挙人への投票用紙等交付開始	市区町村
5月30日 (木) }	-52 }		
6月2日 (日)	-49		
6月3日 (月)	-48	○政見放送等に関する放送局との協議	選挙管理委員会室 午後1時
6月4日 (火) }	-47 }		
6月10日 (月)	-41		
6月11日 (火)	-40	○大阪府選挙区立候補予定者説明会[選挙区] ○名簿届出予定政党等に対する事前審査の開始	会派共用会議室(大) 午後2時 総務省会議室
6月12日 (水)	-39		
6月13日 (木)	-38		
6月14日 (金)	-37	○市区町村選挙管理委員会との打合せ会議 (委員長・書記長会議) (事務担当者会議)	大阪赤十字会館 午前10時30分 午後1時30分
6月15日 (土)	-36		

月 日	選挙 期日前	事 項	摘 要
6月16日 (日)	-35		
6月17日 (月)	-34	○候補者届及び通称使用の事前審査の開始[選挙区] ○選挙公報の事前審査開始[選挙区]	
6月18日 (火) }	-33 }		
6月20日 (木)	-31		
6月21日 (金)	-30	○投票用紙の配送(当日・期日前・不在者投票用及び点字投票用) ○不在者投票を行うことができる病院等の指定報告期限 ○個人演説会の公営施設の指定報告期限 ○諸用紙の配付	
6月22日 (土) }	-29 }	○候補者に交付する証明物品等の整備・点検	
6月25日 (火)	-26		
6月26日 (水)	-25	通常国会会期末	
6月27日 (木) }	-24 }		
7月1日 (月)	-20		
7月2日 (火)	-19	○立候補届出受付の準備及びリハーサル並びに証明物品の公開 ○不在者投票のための投票用紙等郵送開始	議会特別会議室(大) 午後2時 市区町村
7月3日 (水)	-18	○選挙人名簿の登録基準日及び登録日 ○選挙人名簿登録者数の報告受理及び集計 ○在外選挙人名簿登録期限 ○在外選挙人名簿登録者数の報告受理及び集計 ○選挙運動に関する支出制限額の算出 ○ポスター掲示場の設置完了	市区町村 市区町村

月 日	選挙 期日前	事 項	摘 要
7月4日 (木)	-17	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">選挙期日の公示日</div> <ul style="list-style-type: none"> ○選挙関係告示の施行 ○立候補届の受付期日 [選挙区] ○通称認定申請の受付・認定 [選挙区] ○選挙運動用証明物品の交付 [選挙区] ○立候補届出の告示並びに市区町村選管等へ通知、報道機関への周知 [選挙区] ○選挙公報掲載申請の受理開始 [選挙区] ○選挙立会人の選任届の受理開始 [選挙区] ○選挙分会立会人の選任届の受理開始 [比例代表] ○個人演説会（公営施設）の受付開始 ○個人演説会（非公営施設）の使用開始 ○各種届出の受理開始 <ul style="list-style-type: none"> 選挙事務所の設置届・異動届の受理開始 [選挙区/比例代表] 出納責任者の選任届・異動届の受理開始 [選挙区] 有給選挙運動員の届出の受理開始 [選挙区] 選挙運動用ビラの届出受理開始 [選挙区] ○選挙公営に関する契約届出及び確認申請の受理並びに確認書の交付開始 [選挙区] <ul style="list-style-type: none"> 選挙運動用自動車の使用 選挙運動用通常葉書の作成 選挙運動用ビラの作成 選挙事務所用立札・看板の作成 選挙運動用自動車等取付用立札・看板の作成 個人演説会場用立札・看板の作成 選挙運動用ポスターの作成 ○推薦団体の確認書交付開始 [選挙区] ○政談演説会開催の届出受理開始 ○政談演説会告知用立札・看板の証紙の交付開始 	立候補受付場所 選挙運動用証明物品 交付場所 議会特別会議室（大） 正午以降選管事務局 受付時間 午前8時30分～午後5時 選管事務局 選管事務局 選管事務局 市区町村 府及び該当市区町村 選管事務局 選管事務局 選管事務局 選管事務局

月 日	選挙 期日前	事 項	摘 要
		<ul style="list-style-type: none"> ○確認団体並びに機関紙誌及びビラの届出に関する総務省通知の受理、市区町村選管・府警本部への通知 ○期日前投票所の告示 ○政見放送の申込及び経歴書の提出期日 ○政党名等掲示掲載順序の決定 [比例代表] ○各候補者の政見放送の順序の決定及び放送局・候補者への通知 [選挙区] ○市区町村への立候補者氏名の FAX 送信 [選挙区] ○氏名掲示等掲載順序の決定 [選挙区] ○氏名掲示の作成 [選挙区] ○市区町村への政党名等掲示（当面分）の FAX 送信 [比例代表] ○市区町村への政党名等掲示（当面分）の作成 [比例代表] ○政党名等掲示（印刷製版分）の作成開始 [比例代表] ○名簿届出政党等に関する総務省通知の受理及び送付 [比例代表] 	市区町村 担当放送局 （午後 5 時まで） 議会特別会議室（大） 午後 6 時 30 分 議会特別会議室（大） 午後 7 時 15 分 市区町村 市区町村 市区町村
7 月 5 日 （金）	-16	<ul style="list-style-type: none"> ○選挙公報掲載申請の受理期限[選挙区] ○選挙公報掲載順序の決定 [選挙区] ○期日前投票及び不在者投票の開始 ○期日前及び不在者投票記載場所の候補者氏名掲示の開始 ○期日前及び不在者投票記載場所の政党名等掲示の開始 ○点字の候補者名簿、名簿届出政党等名簿の配付（予定） 	午後 5 時まで 議会特別会議室（大） 午後 5 時 30 分 市区町村 市区町村
7 月 6 日 （土）	-15	<ul style="list-style-type: none"> ○個人演説会（公営施設）の使用開始 ○選挙公報の校正[選挙区] 	
7 月 7 日 （日）	-14	<ul style="list-style-type: none"> ○期日前及び不在者投票者数集計（1 回目） ○選挙公報掲載順序の決定 [比例代表] ○選挙公報の印刷 [選挙区] 	議会特別会議室（大） 午前 10 時 30 分
7 月 8 日 （月）	-13	<ul style="list-style-type: none"> ○選挙公報掲載文の写しの受領 [比例代表] ○選挙公報の印刷 [選挙区] ○点字・音声テープ版の選挙公報の発送開始 ○日本盲人福祉委員会作成の選挙公報(比例代表)のカセットテープ版及び音声コード付拡大文字版の発送開始 	

月 日	選挙 期日前	事 項	摘 要
7月9日 (火)	-12	○政党名等掲示（印刷製版分）の配付 [比例代表] ○選挙公報の校正 [比例代表]	
7月10日 (水)	-11	○選挙公報の印刷 [比例代表]	
7月11日 (木)	-10	○選挙公報の印刷 [比例代表]	
7月12日 (金)	-9	○投・開票速報リハーサル（予定） ○不在者投票施設に選挙公報を送付（予定）	市町村課地下会議室 午後2時30分(予定)
7月13日 (土)	-8		
7月14日 (日)	-7	○期日前及び不在者投票者数集計（2回目）	
7月15日 (月)	-6		
7月16日 (火)	-5	○投票所の告示期限	市区町村
7月17日 (水)	-4	○郵便等による不在者投票用紙の請求期限（在外選挙人を含む。）	
7月18日 (木)	-3	○選挙立会人、選挙分会立会人の届出期限 ○選挙立会人、選挙分会立会人の決定又は選任及び通知 ○開票立会人の届出期限 ○開票立会人の決定	議会会議室1 午後5時30分 市区町村 市区町村
7月19日 (金)	-2	○政見放送の終了期限 ○選挙公報の世帯配布期限 ○委員長声明の発表 ○期日前及び不在者投票者数集計（3回目）	
7月20日 (土)	-1	○期日前投票及び不在者投票の期限 ○期日前及び不在者投票者数集計（4回目）	
7月21日 (日)	0	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">選挙期日</div>	
		○投・開票 ○投・開票速報の受信	

月 日	選挙 期日前	事 項	摘 要
		○開票結果報告の受理、点検 ○投・開票結果調の作成	
7月22日 (月)	1	○選挙会の開催 [選挙区] ○当選証書付与式 [選挙区] ○選挙分会の開催 [比例代表]	選挙管理委員会室 午後3時 議会特別会議室 (大) 午後3時30分 選挙管理委員会室 午後4時
7月23日 (火) }	2 }	○選挙分会録の検収 ○選挙会の開催 [比例代表] ○当選証書付与式 [比例代表]	総務省 総務省 総務省
8月4日 (日)	14		
8月5日 (月)	15	○選挙運動費用収支報告書の提出期限	
8月6日 (火) }	16 }		
8月19日 (月)	29		
8月20日 (火)	30	○選挙の効力に関する訴訟の提起期限	
8月21日 (水)	31	○当選の効力に関する訴訟の提起期限	
8月22日 (木)	32	○供託物の返還及び没収手続の開始	

1 選挙人名簿登録者数及び在外選挙人名簿登録者数

(1) 選挙人名簿登録者数

選挙時登録については、次の日程で登録が行われた。

- ・被登録資格の決定の基準となる日
令和元年7月3日（水）（ただし、年齢は選挙期日により算定する。）
- ・登録を行う日
令和元年7月3日（水）

平成28年参議院議員通常選挙の選挙時登録から今般の参議院議員通常選挙までの登録者の推移は、次のとおりである。

登録日	政 令 市		市 部 (政令市を除く)	郡 部	府 計
	大阪市	堺 市			
平成28年6月21日 (参議院選挙)	2,204,688	697,323	4,260,388	154,932	7,317,331
平成28年9月2日 (定時登録)	2,207,734	696,516	4,255,738	155,009	7,314,997
平成28年12月2日 (定時登録)	2,209,087	696,771	4,256,060	154,841	7,316,759
平成29年3月2日 (定時登録)	2,207,566	696,157	4,253,716	154,393	7,311,832
平成29年6月1日 (定時登録)	2,208,896	695,830	4,254,697	154,123	7,313,546
平成29年9月1日 (定時登録)	2,215,261	695,724	4,255,511	154,230	7,320,726
平成29年10月9日 (衆議院選挙)	2,216,343	695,679	4,256,856	154,199	7,323,077
平成29年12月1日 (定時登録)	2,216,788	695,416	4,255,215	153,991	7,321,410
平成30年3月1日 (定時登録)	2,215,391	694,708	4,252,779	153,618	7,316,496
平成30年6月1日 (定時登録)	2,216,015	694,408	4,252,769	153,216	7,316,408
平成30年9月1日 (定時登録)	2,221,688	694,106	4,252,108	153,294	7,321,196
平成30年12月1日 (定時登録)	2,223,535	693,628	4,251,475	152,993	7,321,631
平成31年3月1日 (定時登録)	2,223,824	693,139	4,248,887	152,710	7,318,560
平成31年3月20日 (知事選挙)	2,225,261	693,506	4,252,356	152,962	7,324,085
平成31年3月28日 (府議会議員選挙)	2,225,483	693,132	4,252,582	152,976	7,324,173
令和元年6月1日 (定時登録)	2,224,936	692,729	4,247,901	152,662	7,318,228
令和元年7月3日 (参議院選挙)	2,237,600	694,951	4,266,390	153,592	7,352,533

(2) 在外選挙人名簿登録者数

登録については、申請に基づいて随時行われるが、選挙の期日の公示から選挙の期日までの間、登録は行われない。

令和元年7月3日現在の登録者数は次のとおりである。

登録日	政 令 市		市 部 (政令市を除く)	郡 部	府 計
	大阪市	堺 市			
令和元年7月3日 (参議院選挙)	1,534	383	2,954	99	4,970
平成28年6月21日※参考 (参議院選挙)	1,561	407	2,957	97	5,022
平成29年10月9日※参考 (衆議院選挙)	1,497	386	2,802	96	5,012

2 選挙長（選挙分会長）及び同職務代理者

区分	選 挙 長	同職務代理者
選挙区	池田 敏雄	狭霧 勁
区分	選挙分会長	同職務代理者
比例代表	池田 敏雄	狭霧 勁

3 候補者

候補者の届出の受付は、公示日（7月4日（木））に、大阪府庁本館5階議会特別会議室（大）で行われた。

午前8時30分に受付を行った者は12名で、全ての届出を受理するのに約42分間を要したが、いずれも事前審査が完了していたため、スムーズに届出を受理することができた。

その後、午後5時まで届出もなく、最終的に12名の候補者で4議席が争われることとなった。

立候補届出状況は、次のとおりである。

届出順	氏 名	(通 称)	党 派
1	濱田 健	(浜田 たけし)	安楽死制度を考える会
2	齊藤 房江	(太田 房江)	自由民主党
3	東 徹	(東 とおる)	日本維新の会
4	足立 美生代	(あだち みきよ)	オリーブの木
5	亀石 倫子	(かめいし 倫子)	立憲民主党
6	本人希望により不記載	(にしゃんた)	国民民主党
7	杉 久武	(杉 ひさたけ)	公明党
8	梅村 みずほ		日本維新の会
9	尾崎 全紀		NHKから国民を守る党
10	数森 圭吾	(数森 けいご)	幸福実現党
11	辰巳 孝太郎	(たつみ コータロー)	日本共産党
12	佐々木 一郎		労働の解放をめざす 労働者党

比例代表の名簿届出政党は、13団体であった。

届出順	名簿届出政党	名簿登 載者数	届出順	名簿届出政党	名簿登 載者数
1	日本共産党	26	8	幸福実現党	3
2	自由民主党	33	9	立憲民主党	22
3	オリーブの木	4	10	労働の解放をめざす労働者党	4
4	社会民主党	4	11	NHKから国民を守る党	4
5	公明党	17	12	安楽死制度を考える会	1
6	国民民主党	14	13	れいわ新選組	9
7	日本維新の会	14			

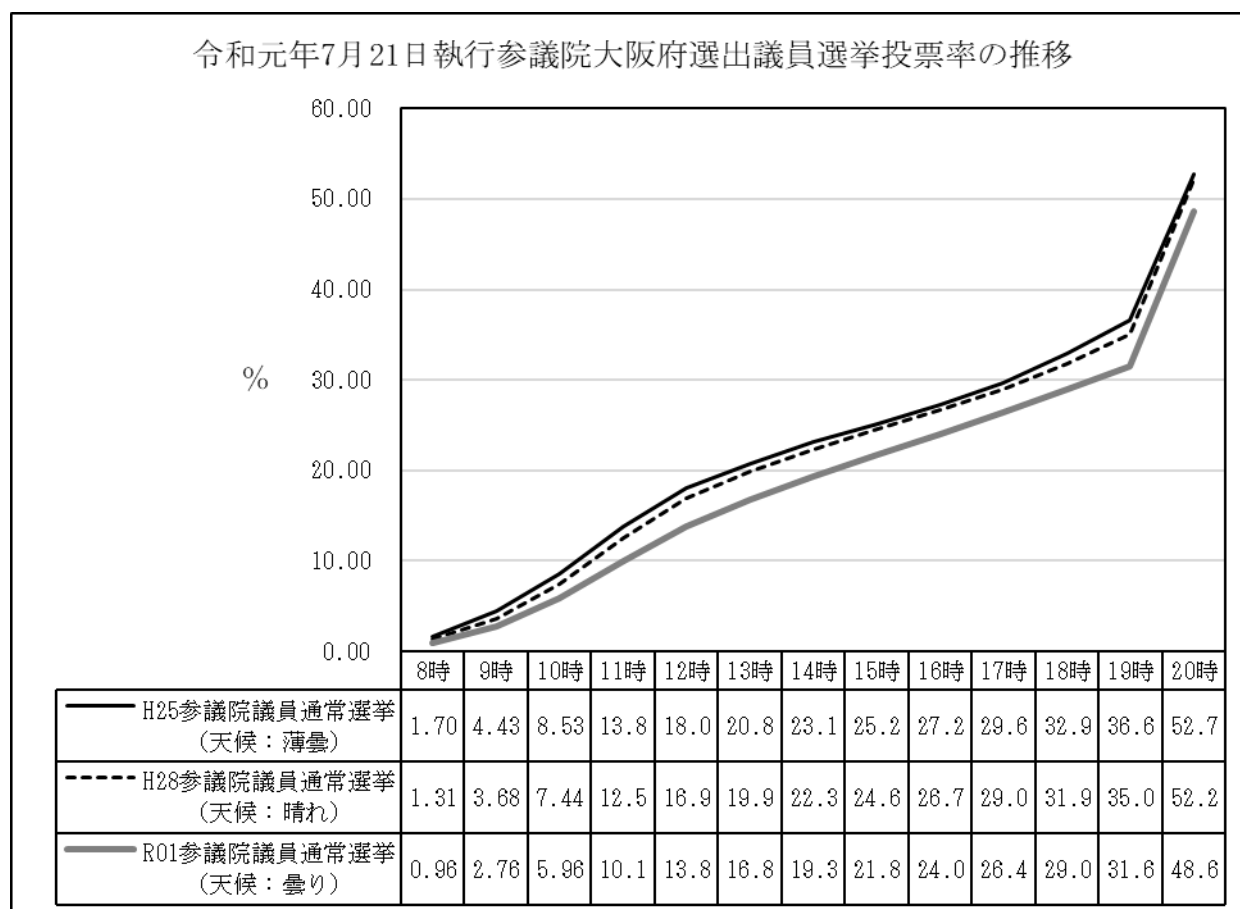
(注) 名簿登載者数は選挙当日における数である。

4 投 票

投票日当日の天候は、曇りであった。

投票は、府内1,776か所の投票所で午前7時から一斉に開始され、投票率は、最終的には48.63%と前回の52.23%を3.60ポイント下回る結果となった。

なお、時間別投票状況は次表のとおりである。



5 開 票

開票は、即日開票で午後 8 時50分から 9 時20分間に府内72か所の開票所で開始された。

また、開票速報について、選挙区選挙は午後10時15分を初回とし、以降開票終了時刻まで30分ごとに、比例代表選挙にあつては、午前 1 時48分を初回とし、以降 1 時間ごとに発表を行った。

開票事務は、選挙区選挙については翌日の午前 5 時00分に、比例代表選挙は翌日午前 9 時23分にすべて終了した。

6 選挙会、選挙分会及び当選証書付与式

選挙区選挙の当選人を定める選挙会を、選挙期日の翌日 7 月22日午後 3 時00分から、大阪府庁本館 5 階議会会議室 1 で立会人 3 人（候補者の届出による者 2 人、選挙長において選任した者 1 人）の立会いのもとで開催した。

当選人は次のとおりである。

住所	氏名
京都市上京区	梅村 みずほ
大阪市住之江区	東 徹
大阪府寝屋川市	杉 久武
大阪府豊中市	齊藤 房江

引き続き、同日午後 3 時30分から大阪府庁本館 5 階議会特別会議室（大）で当選証書付与式を行い、委員長から当選人 4 人（代理人 2 人）に当選証書を付与した。

また、比例代表選挙の大阪府内における開票結果を取りまとめる選挙分会を、同日午後 4 時から大阪府庁本館 5 階議会会議室 1 で立会人 3 人（政党等の届出による者 2 人、選挙分会長において選任した者 1 人）の立会いのもとで開催した。

7 選挙公営

(1) ポスター掲示場

今回の選挙のポスター掲示場数は、各投票区の面積及び平成31年 3 月 1 日現在の定時登録における選挙人名簿登録者数により算出され、その総数は12,944か所であった。

段及び区画数については、候補者の擁立を予定している政党や政治団体、新党や無所属の候補者の動向等を踏まえたうえで検討し、5 月15日の委員会で 2 段16区画と決定し、翌日付けで各市町村選管に通知した。

(2) 政見放送及び経歴放送

選挙区選挙における政見放送（テレビ放送及びラジオ放送）の申込みは、公示日（7月4日）午後5時の締切りまでに、12人の候補者全員が行った。

政見放送の実施放送局及び放送回数は次のとおりである。

参議院大阪府選出議員選挙政見放送日時（順序）

日本放送協会（テレビ）1回目

政見放送 の 日 時	月 日	7月8日				7月9日				7月10日			
	時 間	14時05分～14時31分				14時05分～14時31分				14時05分～14時31分			
各候補者の 政見放送の 順 序 (6分間隔)	東とおる	あだち みきよ	たつみ コータロー	尾崎 全紀	数森 けいご	佐々木 一郎	太田 房江	かめいし 倫子	浜田 たけし	梅村 みずほ	にしやんた	杉 ひさたけ	

日本放送協会（テレビ）2回目

政見放送 の 日 時	月 日	7月16日				7月17日				7月18日			
	時 間	7時30分～7時56分				7時30分～7時56分				7時30分～7時56分			
各候補者の 政見放送の 順 序 (6分間隔)	東とおる	あだち みきよ	たつみ コータロー	尾崎 全紀	数森 けいご	佐々木 一郎	太田 房江	かめいし 倫子	浜田 たけし	梅村 みずほ	にしやんた	杉 ひさたけ	

日本放送協会（ラジオ）1回目

政見放送 の 日 時	月 日	7月10日				7月11日				7月12日			
	時 間	8時05分～8時31分				8時05分～8時31分				8時05分～8時31分			
各候補者の 政見放送の 順 序 (6分間隔)	東とおる	あだち みきよ	たつみ コータロー	尾崎 全紀	数森 けいご	佐々木 一郎	太田 房江	かめいし 倫子	浜田 たけし	梅村 みずほ	にしやんた	杉 ひさたけ	

日本放送協会（ラジオ） 2回目

政見放送 の日時	月日	7月16日				7月17日				7月18日			
	時間	19時30分～19時56分				19時30分～19時56分				19時30分～19時56分			
各候補者の 政見放送の 順序 (6分間隔)	東とおる	あだち みきよ	たつみ コータロー	尾崎 全紀	数森 けいご	佐々木 一郎	太田 房江	かめいし 倫子	浜田 たけし	梅村 みずほ	にしやんた	杉 ひさたけ	

テレビ大阪株式会社（テレビ） 1回目

政見放送 の日時	月日	7月11日						7月12日					
	時間	4時25分～5時05分						4時25分～5時05分					
各候補者の 政見放送の 順序 (6分間隔)	佐々木 一郎	太田 房江	数森 けいご	かめいし 倫子	浜田 たけし	梅村 みずほ	東 とおる	たつみ コータロー	杉 ひさたけ	あだち みきよ	にしやんた	尾崎 全紀	

テレビ大阪株式会社（テレビ） 2回目

政見放送 の日時	月日	7月13日						7月16日					
	時間	4時35分～5時15分						4時35分～5時15分					
各候補者の 政見放送の 順序 (6分間隔)	佐々木 一郎	太田 房江	数森 けいご	かめいし 倫子	浜田 たけし	梅村 みずほ	東 とおる	たつみ コータロー	杉 ひさたけ	あだち みきよ	にしやんた	尾崎 全紀	

讀賣テレビ放送株式会社（テレビ）

政見放送 の日時	月日	7月17日						7月18日					
	時間	4時39分～5時12分						4時27分～5時12分					
各候補者の 政見放送の 順序 (6分間隔)	太田 房江	あだち みきよ	尾崎 全紀	佐々木 一郎	かめいし 倫子	梅村 みずほ	たつみ コータロー	東 とおる	杉 ひさたけ	数森 けいご	にしやんた	浜田 たけし	

朝日放送ラジオ株式会社（ラジオ）

政見放送 の日時	月日	7月16日										
	時間	1時00分～2時15分										
各候補者の 政見放送の 順序 (6分間隔)	尾崎 全紀	かめいし 倫子	梅村 みずほ	杉 ひさたけ	太田 房江	東 とおる	浜田 たけし	たつみ コータロー	あだち みきよ	にしやんた	数森 けいご	佐々木 一郎

- (注) 1 経歴放送は、各候補者の政見放送を行う直前にアナウンサーによって放送される。
- 2 候補者が政見放送を行うことができないこととなった場合においては、その候補者が行うべき政見放送と同じ時間帯に属する次順位以下の候補者の政見放送を順次繰り上げて放送する。
- 3 政見放送の申込みをしなかった候補者又は政見の録画、録音に出向かなかったために政見放送が行われない候補者の経歴放送は、政見放送を行う各時間帯のうち、各候補者の政見放送を行うべき時間に含まれない時間において、他の候補者の政見放送が全て終了した後、これに引き続き行う。

単独経歴放送	日本放送協会（テレビ）	7月17日 11時35分～11時54分
	日本放送協会（ラジオ）	7月10日 11時05分～11時25分
		7月12日 11時05分～11時25分
		7月18日 11時05分～11時25分

(3) 個人演説会

府内の公営個人演説会等の会場は、3,520か所で、これらの施設を使用して開催された個人演説会は86回であった。

(4) 選挙公報

選挙区選挙に係る選挙公報の掲載申請期間は公示日とその翌日であったが、公示日（7月4日）に12人の候補者全員から掲載の申請があった。

比例代表選挙については、13団体すべての名簿届出政党等が中央選挙管理会に掲載申請を行い、その原稿は7月4日及び7月5日に総務省よりデータにて送付があった。

選挙公報の配布については、市区町村の職員、自治会、宅配業者、新聞折込み等により行われ、選挙期日前2日までに各世帯への配布が完了された。

区分	印刷部数	印刷日程	市区町村選管への配付部数	市区町村選管への配付日
選挙区	4,753,700	7月6日～7月8日	4,749,657	7月7日～7月9日
比例代表	4,753,700	7月9日～7月11日	4,749,657	7月10日～7月12日

(5) 選挙運動用ビラ

選挙区選挙における選挙運動用ビラは、候補者1人につき府選挙管理委員会に届け出た2種類以内で30万枚以内を、比例代表選挙の名簿登載者は中央選挙管理会に届け出た2種類以内で25万枚以内を頒布することができる。

選挙区選挙における候補者の選挙運動用ビラの届出状況は次のとおりである。

候補者数	選挙運動用ビラの届出のあった候補者数（人）			公営の適用を受けられる候補者数
	1種類	2種類	計	
12人	8人	2人	10人	7人

(6) 新聞広告

選挙区選挙の候補者は、選挙運動期間中に限り、いずれかの新聞に無料で5回、新聞広告を掲載することができる。

今回の選挙では12人の候補者全員が各々5回新聞広告を行った。

その状況は次のとおりである。

新聞社名 候補者名	朝日新聞	毎日新聞	読売新聞	産経新聞	日経新聞	計
浜田 たけし (濱田 健)			5			5
太田 房江 (齊藤 房江)	1	1	2	1		5
東 とおる (東 徹)	2		2	1		5
あだち みきよ (足立 美生代)	1	1	2	1		5
かめいし 倫子 (亀石 倫子)	1	1	1	1	1	5
にしやんた	1	1	2	1		5
杉 ひさたけ (杉 久武)	1	1	1	1	1	5
梅村 みずほ	2		2	1		5
尾崎 全紀			5			5
数森 けいご (数森 圭吾)	1	1	1	2		5
たつみ コータロー (辰巳 孝太郎)	1	1	2	1		5
佐々木 一郎	1	1	1	1	1	5

(7) 選挙運動費用の一部公費負担

選挙運動用自動車の使用並びに通常葉書、選挙運動用ビラ、選挙事務所用立札看板、選挙運動用自動車等取付用立札看板、個人演説会場用立札看板、個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターの作成に要した費用については、当該候補者の供託物が没収されない限り、一定の限度額の範囲内において国が負担する制度となっている。

① 契約の届出及び負担

区 分		契約届出者	公費負担の 対 象 者	公費負担額(円)
選挙 運動 用 自 動 車	① 一般乗用旅客自動車 運送事業者との契約	1	1	1,096,500
	② ①以外の契約	車	5	1,339,600
		燃 料	4	307,058
		運転手	5	1,062,500
通 常 葉 書		7	7	3,697,600
選 挙 運 動 用 ビ ラ		7	7	11,070,000
選 挙 事 務 所 用 立 札 看 板		7	7	1,804,018
選挙運動用自動車等取付用立札看板		7	7	1,455,776
個人演説会場用立札看板		6	6	1,099,875
個人演説会告知用ポスター及び 選挙運動用ポスター		7	7	11,647,692

② 公費負担の対象と限度額

公費負担の対象		公費負担の限度額（単価）	
選挙運動用自動車	1 一般運送契約 (タクシー等。自動車を運転手・燃料込みで借上げ)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額(同一の日については1台に限る)	各日について64,500円
	イ 自動車借入れ契約 (自動車のみをレンタル)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額(同一の日については1台に限る)	各日について15,800円
	ロ 燃料供給の契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	7,560円×選挙運動の日数
	ハ 運転手雇用の契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額(同一の日について1人に限る)	各日について、12,500円
		1の契約と2の契約は選択 <small>(選挙運動期間中、同一の日において1及び2のいずれの契約が締結されている場合、公費負担の対象となるのは、いずれか一方のみ)</small>	
通常葉書の作成	35,000枚以下の場合	単価 = 7円71銭	
	35,000枚を超える場合 (限度枚数80,000枚)	$\text{単価} = \frac{269,850\text{円} + 6\text{円}66\text{銭} \times (\text{作成枚数} - 35,000)}{\text{作成枚数}} \cdots 1\text{銭未満の端数は切上げ}$ ※80,000枚の場合は7円12銭	
ビラの作成	50,000枚以下の場合	単価 = 7円51銭	
	50,000枚を超える場合 (限度枚数 300,000枚)	$\text{単価} = \frac{375,500\text{円} + 5\text{円}02\text{銭} \times (\text{作成枚数} - 50,000)}{\text{作成枚数}} \cdots 1\text{銭未満の端数は切上げ}$ ※300,000枚の場合は5円44銭	
選挙事務所用立札・看板の作成	限度枚数 事務所1箇所につき 3枚 (事務所は3箇所まで設置可能)	単価 = 54,914円	
自動車等取付用立札・看板の作成	限度枚数 4枚	単価 = 51,992円	
個人演説会場用立札・看板の作成	限度枚数 5枚	単価 = 39,725円	
ポスターの作成	当該候補者を通じて、作成単価(右に示した単価の限度額)に作成枚数(選挙区内のポスター掲示場数×2枚以内)を乗じて得た金額 ポスター掲示場数 12,944箇所	$\text{単価} = \frac{573,030\text{円} + 27\text{円}50\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} \cdots 1\text{円未満の端数は切上げ}$	

8 選挙運動費用の支出金額の制限額

選挙運動費用に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

大阪府選出議員選挙 59,250,000円

9 明るい選挙の推進

明るくきれいな選挙を推進するため、「選挙をきれいにする国民運動推進大阪府本部」は、次の声明を発表した。

選挙をきれいにする国民運動推進大阪府本部 声 明

近く、第25回参議院議員通常選挙が執行されますが、国民の意思が正しく政治に反映され、民主主義が健全に発展するためには、不正や腐敗をなくし、明るくきれいな選挙が行われることが大切です。

しかしながら、最近の選挙においても、買収、供応、文書違反、公共物への掲示箇所違反等の選挙犯罪が跡を絶たない状況にあることは、本当に残念です。

私たちは、明るくきれいな選挙を実現するために全力を注ぎ、違法な行為に対しては厳正な措置を行う決意です。

政党、立候補予定者、その他関係者におかれましては、国民の期待に応え、法令の定めに従い、ルールを守って、きれいな選挙を進められるよう、自戒自粛を強く求めます。

一方、有権者の皆様には、選挙違反を厳しく批判し、主権者としての自覚を持ち、良識ある行動をとられるとともに、投票は主権者である私たちが政治に参加する最も重要な機会であることに鑑み、貴重な一票を必ず行使されるよう期待します。

令和元年5月15日

選挙をきれいにする国民運動推進大阪府本部

大阪府選挙管理委員会
大阪地方検察庁
大阪府警察本部
大阪市選挙管理委員会
堺市選挙管理委員会
大阪府都市選挙管理委員会連合会

臨時啓発事業の内容は次のとおりである。

なお、統一標語「さあ投票 選挙の主役はあなたです」を各啓発事業に活用した。

第25回参議院議員通常選挙啓発事業一覧

事業の種類	事業の概要	実施時期
デジタルサイネージ等での動画広告	公共交通機関等が設置するデジタルサイネージやターミナルビジョン(大型のデジタルディスプレイに映像や情報を表示する電子公告媒体)に、選挙啓発動画を表示した。	7月15日 ↓ 7月21日
Twitter での動画広告	Twitter 利用者を対象に、タイムライン等で選挙啓発動画を表示した。	7月4日 ↓ 7月21日
Instagram での動画広告	Instagram 利用者を対象に、フィード上で選挙啓発動画を表示した。	7月4日 ↓ 7月21日
Facebook での動画広告	Facebook 利用者を対象に、ニュースフィード上で選挙啓発動画を表示した。	7月4日 ↓ 7月21日
YouTube での動画広告	YouTube 利用者を対象に、映像等を再生する直前に選挙啓発動画を表示した。	7月4日 ↓ 7月21日
インターネットバナーでの動画広告	Yahoo! JAPAN 利用者を対象に、PC、スマートフォン及びスマホ用アプリ Yahoo! JAPAN トップページに投票啓発選挙啓発動画(15秒×3パターン)を表示した。	7月4日 ↓ 7月21日
ポスター及びリーフレットの掲示	国が作成した選挙啓発ポスター及びリーフレットを、府や市町村の庁舎、高校、大学、百貨店・スーパー、鉄道会社等に配送し、掲示。	順次実施 ↓ 7月21日
懸垂幕、横断幕の掲出	選挙の期日等を記載した懸垂幕等を、府や市町村の庁舎等に掲出した。	順次実施 ↓ 7月21日
コンビニのレジ画面での広告	府内のコンビニエンスストアにおいて、レジ画面に投票啓発の広告を表示するとともに、投票啓発のアナウンスを実施した。	7月9日 ↓ 7月20日
アナウンスによる啓発	駅構内、百貨店等において、投票啓発のアナウンスを実施した。	7月4日 ↓ 7月21日
大阪府のWEBサイト等における啓発	府公式WEBサイトの大画像、選挙管理委員会の特設WEBサイト、もずやん公式Twitter、大阪府公式Facebookにおいて、投票啓発を実施した。	7月4日 ↓ 7月21日